



## 慶應義塾大学ビジネス・スクール

# ハネウエル社のミノルタ訴訟事件

### ハネウエル事件の概要

5

米国ハネウエル社による日本のカメラ・メーカーであるミノルタに対する特許侵害による訴訟事件は、国際特許紛争の面でも、また賠償金額の高額化という意味でも特徴的な特許に関する事件であった。

それは、米国の制御機器システムのメーカーであるハネウエル社が、カメラ業界では当時世界的にベストセラーであった一眼レフ“α7000”で利用されていた自動焦点（オートフォーカス：AF）技術に関して、特許侵害で米国ミネアポリスで特許侵害に関する訴訟を申請した事件である。

10

1987年9月に係争事件になった内容は、特許侵害、契約違反訴訟そして損害賠償請求の3つであり、ハネウエル社は、AFに関する特許3件とオートフラッシュに関する特許1件がその内容であった。

15

同係争事件は、1992年2月にニューヨーク連邦地方裁判所の陪審評決が提示した9635万ドル（当時の為替レートで約120億円）の賠償金支払い命令を経て、同年3月に両社は和解した。和解によりミノルタがハネウエル社に支払った金額は1億2750万ドル（当時の為替レート130円／ドルで、換算して165億7500万ドル）であった。ミノルタはこの和解金のほかに弁護士費用として43億5600万円を支払った。和解に合意した理由を、当時「控訴すれば900億円の賠償金となる可能性があった」という専門家もいた。

20

---

本ケースは弁理士・嶋本久寿弥太氏の講演や弁護士・湯川将氏から個人的な教唆と「日本写真興業通信」のご協力による資料提供などを基礎にして作成された。

本ケースの内容に関する責任は、第一義的に筆者にある。

【作成者：許斐義信】

25

---

#### [注] 特許紛争と賠償金額の高額化

米国企業が日本企業を訴訟した事件とし、ミノルタが支払った和解金は、「高額であった」と専門家が述べているが、本係争事件と同時点で米国で争われてきていたポラロイド社対イーストマン・コダック社の特許紛争では、和解金873百万ドル（日本円に換算して約1135億円）であった。

また日本IBMが京セラに対して起こしたパソコンの基本入力システムに関する東京地裁での裁判では、1993年2月に著作権侵害で、187億円で和解が成立している。

このように、賠償金額（和解金を含む）が高額化してきたのには、IBMと京セラの係争事件でも利用された計算根拠、つまり1. 京セラが儲けた利益、2. IBMが失った利益、そして3. 慰謝料の合計金額が、勘案されたことが例示しているように、賠償金額計算の範囲が拡大していることにも依っている。

30

その意味では、ミノルタの和解金が高額となったのには、一眼レフα7000が、当時ベストセラー商品であったという、タイミングも大きな影響要因であったとする意見がある。

## ハネウエル社のオートフォーカス・カメラに関する知的財産の保護

日本および日本企業と長い歴史の良好な関係を持ち、国際自由貿易の支持者として認められている米国の技術企業であるハネウエルは、日本のカメラ・メーカーであるミノルタを特許侵害と契約違反で提訴していた。

### ハネウエルと日本との関係

ハネウエルの対日投資は、同社が日本との貿易関係を最初に確立した1920年に遡る。1953年には、合弁会社である制御システム企業、山武ハネウエルが設立された。山武ハネウエルは研究開発の調整、マーケティングおよび流通、成長著しい日本・アジア市場への窓口といった役割の合弁会社で、ハネウエルは現在同社を24%所有している。ハネウエルの役員は長い間、日本との自由貿易と緊密な関係を、声を大にして主張してきた。

### ハネウエル社の技術

世界でも有数の制御装置メーカーであり、また米国の技術革新の先駆者でもあるハネウエルは、住宅、ビル、航空宇宙、産業プロセス、工業製品などの分野で制御部品、製品、システム、サービスを提供する数多くの特許を所有している。固体エレクトロニクスの初期の進歩やマイクロエレクトロニクス技術分野における同社の最初の役割は、ハネウエルをオプトエレクトロニクス制御装置の開発の追求へと導いた。オプティクスとエレクトロニクスの組み合わせにより、感知と試験を行う実用的で安全な方法が得られる。オプトエレクトロニクス技術を利用すると、情報はある程度、人間の目と脳の相互作用を真似て処理され送られる。オプトエレクトロニクスは、フォトエレクトリック・センサ、航空機誘導用リンク・レーザージャイロ、一眼レフ（SLR）カメラ用自動焦点調整など多くの制御に応用できる。

### 25 ハネウエルのオートフォーカス・モジュールの開発

オプトエレクトロニクスの当初の成功に基づき、ハネウエルは創案者として1960年代末から約1,000万ドルを研究開発に投資し、オートフォーカス技術を考案し特許を取得した。この投資は結果として、ハネウエルのノーマン・スタウファー氏が発明した革新的技術として広く知られている新受動「位相差」自動焦点調整法を生み出した。

30 1975年にハネウエルはレンズシャッター・カメラ用のオートフォーカス・システムを開発した。これは同じ年にミノルタを含む潜在的な需要家に紹介され、1977年に市場で取引されるようになった。その翌年、ハネウエルは一眼レフ（SLR）カメラに自動焦点調整機能を持た

せるスルー・ザ・レンズ技術を開発した。

これらの新開発技術は1973年に出願され1975～1977年に発効された特許に守られている。すべてスタウファー氏の発明であるこれらの特許のうち3件は、オートフォーカス技術とそれを一眼レフ・カメラに使用する基本的な方法を含んでいる。「受動空間画像相関」(Passive Spatial Image Correlation)に関する最初の特許(特許899)は、一枚のチップ上に検出回路を組み込んだオートフォーカス・カメラ・システムのものである。第2の特許(特許401)は、対応する別の検出配列上に対象物の別の画像を作ることにより、一眼レフ・カメラを通じて自動焦点調整を行うものである。オートフォーカスに関する第3の特許(特許935)は、前述の特許401のオートフォーカス・システムをSLRカメラに組み込む方法である。これらの特許は前述の新しい「位相差」法の基礎をなすものである。広く利用されている第4の特許(特許599)は、自動露出、自動フラッシュ、自動焦点調整の各機能を備えたカメラに使用する自動制御装置である。オートフォーカス技術を開拓した業績に対して、スタウファー氏は電気電子技師協会(IEEE)の1990年度井深大コンシューマー・エレクトロニクス賞を含む数多くの賞をハネウエルおよび業界から受賞した。

ハネウエルは同社のフォトプロダクツ部門を1977年に売却したが、カメラ・メーカーにオートフォーカス・モジュールを供給することを予想し、オートフォーカス事業は手放さなかった。コロラドにある同社の工場で、ハネウエルはモジュールのライセンス供与に供えて、1989年までオートフォーカス部品の設計、試験、製作を続けた。

## 技術移転と特許侵害

ハネウエルは通常の業界慣習に従い、カメラ・メーカーがプロトタイプ・カメラを設計できるように、カメラ・メーカーに対してオートフォーカス技術のプレビューを行った。

SLRカメラ用のスルー・ザ・レンズ・オートフォーカス・モジュールを設計した後、ハネウエルは同社の特許情報を保護する「アドバンス・ディスクロージャー契約」をミノルタならびに他の13社と結んだ。

1979年にミノルタが署名したこの契約により、ミノルタがハネウエル製モジュールを組み込んだカメラ設計という限られた目的のためだけに当該情報を利用する条件で、ハネウエルは特許技術と企業秘密を共有できるようになった。ハネウエルはミノルタにオートフォーカスSLRカメラの設計に当該技術をどのように応用するかに関する情報を与えるために米国と日本で会合を開いた。ハネウエルの意図はミノルタのような需要家に対して、ハネウエル製オートフォーカス・モジュールを組み込むSLRオートフォーカス・カメラを開発する上での障害を取り除く手助けをすることであった。

ハネウエルの訴訟によると、このプロジェクトに関係したミノルタの技術者は代替品を開発することによってハネウエル製品の購入を回避する極秘の並行プログラムに取り組む一方で、契約に違反して、ハネウエルのオートフォーカス技術を利用した、と主張している。この訴訟ではさらに、1985年にミノルタはハネウエルが特許を持つオートフォーカス技術を組み込んだMaxxumカメラ（α-7000の米国ブランド）を導入したと主張している。事実、Maxxumカメラの設計を可能にした基本技術はハネウエルの特許に含まれるものである。ハネウエルはミノルタに対し特許侵害の警告を行い、一年にわたりオートフォーカス技術に関するライセンス契約を結ぼうとする努力をした。

この努力が失敗に終わった時、その時点でのハネウエルに残された唯一の手段は、その先駆的な業績に対して補償を受けることを狙って、ミノルタに対し特許侵害の訴訟を申請することであった。1987年に申請された訴訟では、SLR Maxxumカメラを含むミノルタのカメラに適用されるハネウエルの特許4件が関係している。その後ハネウエルは、同社の企業秘密を守る1979年に結んだ契約に違反した件でミノルタを告発するため訴訟を修正した。

現在極めて人気の高いMaxxumカメラにより、ミノルタは全世界で10億ドルに上る年間売上げをカメラ製品から得ているが、一方でハネウエルは同社の訴訟が裁判所を通じて遅々として進まないなかで、数百万ドルに上る特許権使用料の支払を拒否されている。訴訟はまだ開示段階にあり、ハネウエルの特許期限が1992年に切れ始めることになっているのに、1992年まで審理は進まないであろう。その時点では、ハネウエルがミノルタに対してオートフォーカスに関する特許侵害を通告してから6年もの時間が経過することになる。

ハネウエルの認識は、「同社の技術はSLRオートフォーカス・カメラにとって非常にユニーク且つ重要であるため、この種のカメラを生産するメーカーはそのような設計を行うことはできない」というものであった。キャノン、ニコン、ペンタックス、オリンパス、ヤシカ、を含むハネウエルとアドバンス・ディスクロージャー契約を結んでいる他の日本のカメラメーカーも同社のオートフォーカス技術を採用しており、ハネウエルの特許を侵害していると考えられている。これらのメーカーも訴訟対象になる可能性が残されている。

### 通商法第337条 クリティカル・テスト・ケース

なかなか進まない法的手続きより即効性のある救済方法を見いだすため、ハネウエルは1990年6月14日・米国際貿易委員会（ITC）に対し第337条の適用を申請した。

それは1988年の米関税法第337条の改正（各種改正を含め広く通商法という）を受けて、ハネウエルは、同社のミノルタとの問題に第337条を適用できると考えていた。ハネウエルのケースは同修正法の下での、米国における最初の訴訟であったため、これは、貿易法のこの分野におけ

る米議会の考え方を明らかにすることにもなる。第337条は、「海外企業が米国に製品を輸入する上で、法的に有効な米国特許の侵害を含む不公平な競争方法および不公正な行為に関わることを違法である」場合を想定した法律であると宣言している。つまり、知的財産権の支持を求める米国企業は米国際貿易委員会（ITC）に対して、米国の特許を侵害する製品の輸入禁止を申請することができる。ところで1988年、米議会は第337条を修正し、特許所有者がある技術の開発に多大な投資を行ったが、特許権の使用を許可する多大な努力を行った場合、そのような特許所有者にITCに申請する資格を与えることにした。

ハネウエルの第337条に関する訴訟は、同社の技術をライセンス供与しようとする広範かつ多大な努力を行った事実に基づいている。加えて、同社はオートフォーカス・カメラ用部品の開発、製造、マーケティングに多大な投資を行った。この第337条に基づく訴訟により、ハネウエルは「同社に知的財産権があること」を主張している。法律によれば、ITCは提訴後1年以内に決定を示さなければならないので、ハネウエルに対し、同社の特許期限が終了する前にこの問題に関して即効性のある公平な救済法が示されることになった。

## ハネウエル、通商法の救済を申し立て 対ミノルタ特許権訴訟

[ワシントン発1990年、6月14日]

ハネウエル社は6月14日、ミノルタ・カメラを相手どった係争中の特許侵害訴訟のなかで、1930年関税法（1988年改正。多数の改正を含め「通商法」という）に新しく盛り込まれた第337条に基づく救済策を要請することにした。これは、米国の知的所有権保護訴訟の中では、初めてのケースである。

ハネウエル（本社：ミネアポリス）の主張は、「ミノルタのカメラに使われているオートフォーカス技術はハネウエル社技術の侵害である」と言う点と、「この侵害によりハネウエルは潜在的なロイヤリティ収入を何100万ドルも失った」の2点であり、1987年にミノルタを相手どった法的措置を開始していた。

ワシントンの記者会見では、通商法の救済申し立てについて次のような説明が行われた。「ミノルタは現在、大ヒットしている「マキシカム」を初めとして、全世界で年間10億ドルのカメラ製品売上高を享受しているが、ハネウエルは法廷で訴訟が遅々として進まない間に、何100万ドルものロイヤリティを失っている、特許権訴訟が手続きに長い時間を要するところから、当社は知的所有権の保護を定めた米国通商法に基づく救済策を申し立てることにし

た」(ハネウエル社クリストファー・J・ステファン副社長兼最高財務担当役員)

ハネウエルが第337条の提訴で勝利を収めた場合、通商法には、米国の特許法を侵害するミノルタ製品の輸入停止を含む救済措置が規定されている。今回の特許権紛争は、1980年代半ばに始まったが、議会在1988年後半に通商法改正案を成立させるまで、ハネウエルは国際貿易委員会(ITC)に337条に基づく提訴を申し立てることができなかつた。

第337条は、外国企業が米国に製品を輸入または米国内で製品を販売する場合、米国で有効な特許の侵害を含めて不公正な競争を行うことを禁じている。議会在1988年に337条を改正し、特許の所持人が技術の開発に多額の投資を行った場合、または特許の実施許諾に実質的な努力を行った場合には、その所持人にITC提訴の適格を与えることになった。(改正法では、提訴する企業が同じ製品を製造していることという要件が、削除され大幅に修正された)

この提訴に関して同社会長は、「ハネウエルが知的所有権を保護する法律に基づくオプションを行使するものである。提訴はハネウエルの従業員、需要家、株主の利益に適うだけでなく、米国の国益にも適うものと信じる」と語っている。

また、同氏ジェームズ・J・レニエ会長兼最高経営責任者(CEO)は、更にこうも語っている。

「ハネウエルは日本とは長い取引関係をもっており、日米経済関係の強化を支持するものであるが、知的所有権の保護に関しては戦う以外に方法はない」(同会長)

これまでハネウエルは、ニュージャージー州連邦地裁にミノルタを相手どつた訴訟を起こしていた。訴訟は1987年に始まり、内容はSLRマキシカムをはじめとするミノルタ・カメラに応用されたハネウエルの4件の特許が中心であるが、ハネウエルはこの他、ハネウエル製のオートフォーカス・モジュールを組み込んだカメラの設計に限ってミノルタが情報を使用するとの条件の下にハネウエルが特許技術および企業秘密を共有するとして1979年の契約にもミノルタは違反していると主張している。

ハネウエルは1986年に特許侵害に関してミノルタに警告を行い、1年間にわたつて実施許諾協定を結ぼうとした。しかし、この努力が成功しなかつたため、この時点でハネウエルがとりうる唯一の行動は、自らの発明に対する補償を求めた特許侵害訴訟を起こすことだけであつた。この訴訟はまだ証拠開示の段階にあり、審理に入るのは早くても1992年になる。92年になると、ミノルタがオートフォーカス特許を侵害している旨をハネウエルが通告してから6年が経過することになる。しかし、その時点では、ハネウエルの特許は、1992年から切れ始める。

「ハネウエルの通商法第337条提訴は、技術志向の全企業に意味をもつものである。多額

の費用を要する新技術の研究開発努力を続けるのに必要な設備投資を促進するため、こうした技術志向の企業には保護が必要であり、その発明を適切な時期に市場で活用する機会が与えられなければならない」「ハネウエル以外にも、米国企業は知的所有権の違反によって巨額の金銭的損失を被っている。商務省の推定によると、米国企業はここ数年こうした関係で毎年430億～610億ドルを失っている。これは米国の貿易赤字の約3分の1に相当する金額であるが、その原因は、外国メーカーに対する知的所有権の保護が不十分だからである。今回の提訴に関しては、適切な時期に公正な解決を図ることがハネウエルおよび全ての技術立脚型企業の利益に適うものと思われる」(ステファン副社長)

ハネウエルは世界的な制御装置メーカーで、家庭、オフィス、工場、航空宇宙向けに製品、システム、サービスを提供している企業で、1989年当時の売上高は、61億ドルであった。

5

10

15

20

25

30

## 資料

日本写真興業通信 昭和62年 9月10日

### ミノルタ『抵触しない』と応訴 米ハネウエル社の損害賠償請求に

5

米国ハネウエル社が、ミノルタカメラ（株）に対して、ミノルタが米国で販売している自動焦点カメラが、ハネウエル社の所有する「オートフォーカスカメラ」や「焦点検出装置」に関する3件の特許を侵害しているとして損害賠償請求の訴訟を米国ミネソタ連邦地裁に提訴したと8月31日付日刊紙に大々的に報じられた件について、ミノルタカメラ（株）は8日  
10 午後2時半から、藤田直身専務（法務担当）、茂呂穰二広報部長などが記者会見を行い、一連の新聞報道の経緯と一部事実と異なる記事があった点の訂正などについて説明、ミノルタ（株）としては $\alpha$ シリーズのAFシステムはハネウエル社の特許を侵害していないと、応訴の準備を始めていることを明らかにした。

#### 15 抵触しないと確信

##### 藤田直身ミノルタカメラ（株）専務（言）

「米国ハネウエル社から特許権侵害を理由に損害賠償の訴訟を米国で起こされていることは事実であり、その特許権は3件に関したものであるということも事実だが、当社としては、当該特許には抵触しない、特許を侵害していないと確信しており、当社の弁護士を通じて、応訴  
20 の手続きをとり、法的対応の準備をすすめている。訴訟の内容と今後の展開などについては、今後の裁判に関わることであり一切コメントできない——以上のことだけを朝日新聞はじめ各紙の取材に応じてのコメントとして出した。一部事実と違って上記以外のことが当社のコメントとして報じられたものがあつたのは遺憾であり、直ちに訂正申入れを行った。その結果2日付日刊紙では『ミノルタは裁判に応じる。3件の特許を侵害しているとは考えていない』との記事が出されたが2日に応訴を決めた訳ではない」  
25

なお、「応訴」ということは、通常、民事や特許係争で相手方から訴状が出されると、裁判所から訴状が送達されてきて、それには何日以内に回答或いは答弁書を提出せよといってくる。通常の場合、まず書面で応答期間を何ヶ月か待ってくれと回答を出し、裁判に応じる  
30 ことになればその手続きをとる。応じない場合や回答をしなかった場合は相手方の言い分どおりに決まってしまう。応訴とは訴訟に応じて裁判の手続きをとるということである。なお、本件訴訟に関しては、米国特許を対象にしたもので、米国で販売したカメラについてのもので、日本での製造、販売については、全く問題ないとしている。

右以外の点については、訴訟の内容、特許の解釈などについては裁判中のものであり、また国をこえて裁判のやり方の違う点もあり、一切、コメントはできないとしている。

5

10

15

20

25

30

## 資料

### ハネウエル対ミノルタオートフォーカスに関する論争の推移

#### ハネウエルの動向

- 5 \* オートフォーカスに関する最初の技術的発見 (1967年)  
\* オートフォーカスに関する特許 4 件を出願 (1973年)  
\* 特許の交付 (1975～1977年)  
\* レンズシャッター・カメラ用オートフォーカス・モジュール (1976年)  
\* 一眼レフ・カメラ (SLR) 用スルー・ザ・レンズ・オートフォーカス・モジュール (1978年)
- 10 \* オートフォーカス製品の設計、試験、生産を進行 (1978～1989年)  
    ミノルタおよびその他のメーカーとの接触  
\* ハネウエルからレンズシャッター・オートフォーカス・モジュールを購入する  
    ミノルタとの契約 (1975年)  
\* SLRモジュールに関する14社との「アドバンスト・ディスクロージャリー契約」
- 15 (1978年、1979年、1984年)  
\* カメラ・メーカーに対するハネウエル製モジュールのマーケティング (1978～1989年)  
\* ミノルタがハネウエルのオートフォーカス技術を取り入れたプロトタイプ・カメラを製作  
    (1982年)  
\* ミノルタがハネウエルのオートフォーカス技術を利用したMaxxum35ミリSLRカメラを導入
- 20 (1985年)  
\* ミノルタに特許侵害の通告 (1986年 2 月)  
\* 他のカメラ・メーカー 4 社 (キャノン、ニコン、ペンタックス、ヤシカ) に特許侵害の通告  
    (1987年12月～1988年 2 月)  
\* その他のメーカー11社 (アンスコ、チノン、旭、松下、オプテックス、リコー、富士写真、  
25 ハニメックス、コニカ、オリンパス、プレミア) に特許侵害の通告 (1989年 1 月～ 3 月)

#### 訴訟の経緯

- \* ミノルタとライセンス契約を結ぼうとするハネウエルの努力は失敗 (1986～1987年)  
\* ハネウエルはミノルタに対し 4 件の特許侵害に関する訴訟をミネアポリスで申請
- 30 (1987年 4 月20日)  
\* ミノルタは同社の米国法人の拠点であるニュージャージー州に裁判を移すために移転  
    (1987年 6 月26日)

- \* 裁判はニュージャージー州に移る (1987年12月8日)
- \* 広範な技術資料と質問の交換 (1987年～1991年現在迄)
- \* 発見過程を分離しようとするミノルタの動議は却下 (1988年4月25日)
- \* SLRオートフォーカス・モジュールとMaxxumの開発に関する並行販売とリバース・エンジニアリングの公開をミノルタに強制する動議 (1988年12月29日) 5
- \* ミノルタに世界中の販売と同社の先行技術分析の公開を強制する動議 (1989年2月16日)
- \* ミノルタがハネウエルの企業秘密をハネウエル製オートフォーカス・モジュールを組み込んだオートフォーカス・カメラを組み立てるためだけに利用することを守らなかったことに対する違約金を盛り込むために告訴内容を修正 (1990年1月5日)
- \* SLRオートフォーカス・モジュールとMaxxum開発について、ミノルタに利潤部分、生産費用、売上高、先行技術分析、リバース・エンジニアリングに関する情報を提出するよう求める裁判所命令 (1990年1月19日) 10
- \* ミノルタとハネウエルの証言が日本とニュージャージー州で継続される (1990年～1991年現在迄)
- \* 公判予定 (1991～1992年) 15
- \* オートフォーカスに関する特許4件の期限終了 (1992年1月～1994年1月)

## 資料

### 日本写真興業通信 平成4年(1992年)3月10日 社説 「痛恨の和解だが」 将来に目を向けるよりない

5 別項のとおり、ミノルタカメラ(株)は、4日、「ハネウエルとのAF特許係争についてハネウエル社と和解する」とで基本的な合意に達したと発表した。和解契約書は3月9日に正式に調印されるのでその詳細な内容については明らかにされていないが、ミノルタカメラは、ハネウエル社に対して、1億2750万ドル(約185億円)を支払うことで合意した。

10 先のニュージャージー連邦地裁での陪審評決の9630万ドル(約120億円)に加えて、その間の利息と今後のハネウエルの関連特許も利用して(実際には使わなくても)全世界的にミノルタ製品を製造・販売する(ことに関する)ライセンス料を全額払い込み済み(過去の分を合算するという意味か)とすることも含まれている。

15 ミノルタとしては、先の陪審評決で一部特許侵害とされたことについては、納得したわけではなく、連邦地裁の判決が出ても控訴し、あくまでも法廷で争うことも考えたであろうが、弁護士費用そのほか日本と比べてペラ棒に費用のかかる裁判を更に何年も続けること、また、貴重な技術者をその証言などに時間を取られる時間的なロスも大きい。開発陣には技術的にいくら自信があっても、最近の米国内の対日批判の中で、一般人による陪審員制度による米国の裁判では、いくら「予見は持たない」と言われても今後の訴訟にも不利は否めない。

20 そうしたさまざまな条件を考慮して和解に踏みきったものと考えられる。元々、相手は和解で特許料を得たい(何しろハネウエル社はカメラを作っていないのだから、販売差止め請求をしても一時的な嫌がらせで、本来なら沢山売って貰った方がいい筈である)、この際ハネウエルとの特許問題をキレイにして、もうこれで縁切りにした方が良いという判断に達したものであろう。もうひとつには、この問題が長引くことで、海外の販売店及び一般ユーザーに不信感をもたれて今後の販売に支障を来すよりは、完全にここで訴訟を完結させることが社内にも、販売店などの士気にも良いといったことも考慮されたようだ。

30 とはいっても、国内・海外共にカメラ需要不振の中で、165億円の和解金は「多少の犠牲」では済まずにミノルタにとっては大きな犠牲となる。しかし、そう決まった以上は、これから何年かかるかわからないが、開発、生産、販売の各部門、さらには海外代理店や販売店まで一丸となってこの苦境を挽回するための努力をするしかないであろう。過去そうした大変な苦境に陥って、周りからは、大丈夫かと心配されたところも数多くあったが、大体そうし

た大きな断崖にたった時には思わぬ力が出てきて何とかその苦境を乗り越えてきたところが多かった。ミノルタにもそうした底力を期待する。人間でも企業でも、大ピンチに陥った時には普段からは考えられぬ力を発揮するものである。そうした実例を我々は短い時間の中でも何回も見てきた。販売店の中などからも「頑張れミノルタ」の声も出てきており、国内業界の応援も期待される。

5

ハネウェルはこのミノルタを足がかりに他のカメラメーカーにも早速同様の損害賠償と特許権の支払を求めてきている。その意味では、他のメーカーからすれば、ミノルタにもっと頑張ってもらい、完全にシロとの判決を勝ち取ってもらいたかったところではあろうがこの裁判が始まった時点でこうした事態も予想されたことであり、今後の対応も各社夫々にやるより仕方がない。ひとつの判例（とまではいかないが）、前例が出来てしまったことでやりにくい、各社それぞれに最善の対応を期待するしかない。

10

15

20

25

30

## 資料

日本写真興業通信 平成4年(1992年)3月10日

ハネウエルとの特許係争

ミノルタ和解で合意

5

### 全世界販売権など含め百六十五億円

ミノルタカメラは4日、米国ハネウエル社とのAF特許紛争について、現地時間の9日までに和解契約書を締結することで3日(現地時間)に両社が基本的な合意に達したと発表した。

10 和解金額は1億2750万ドル(約165億円)で、先に米ニューアーク連邦地裁の陪審評決が提示した9635万ドルが(約210億円)を基本に、過去にさかのぼった金利と、その後ミノルタが訴訟の対象となった全てのハネウエル特許を使用して全世界向けにAF一眼レフ・コンパクトカメラを製造・販売するライセンス料が含まれている。

15 ミノルタは早期和解を選択した理由として、「訴訟の長期化によるコストおよび社内外への影響を除去したい」「全米および全世界における、ミノルタの組織、人およびミノルタディーラーと顧客に対しても、この特許紛争に一日も早く終止符を打ち、本来の業務である研究・開発・生産・販売・サービスに専念することが最も利益になると信じた」と説明し、「本件はたいへん厳しい試練となりましたが、引き続き多くの人々に愛される魅力ある製品の開発・生産・販売に企業力を傾注して、邁進して行く所存です」とコメントしている。165億円の支払については、20 年3月期決算で全額を特別損失として計上し、当面借入金でまかなうが、株式を中心とする有価証券や不動産の売却で損失を埋める方針といわれる。

### 日米6社にも

25 ハネウエル社はミノルタ以外に15社に対しても賠償を求めると表明していたが、このほど旭光学、オリンパス、キャノン、ニコン、リコー、コダックの6社を米ニューアーク連邦地裁に提訴したと通告してきており、今後各社それぞれも話し合いなどにより対応を迫られることになった。

30

## 資料

日本写真興業通信 平成4年(1992年)3月10日

当期損失二百五十億円に

### ミノルタ今3月期決算予想修正

5

ミノルタカメラは6日、今3月期決算予想の大幅下方修正を発表した。和解金160億円を特別損失として計上し、当期損失は250億円になるとした。

予想修正によると、売上高は欧米の不況の影響による販売不振で、対前年比1%減の2200億円(中間決算時予想、2350億円)。経常利益は中間決算時はゼロの予想だったが、80億円の赤字となった。同社の経営損失は26年ぶり。

10

このため、期末配当4円25銭を見送り、年間配当は中間配当4円25銭のみ、となった。

当期損失には別途積立金270億円を取り崩して充てるが、和解金165億円の支払いについては、当面、借入金と手持ち資金でまかなうが、資産売却も検討する、としている。

売上高は前年同期比1%減の2200億円。売り上げの56%を占める事務機部門が同6%増加したものの、カメラ部門は8%減少、特にカメラの輸出は11%も落ちた。

15

また田嶋社長はハネウェル社との和解について、「控訴したかったが、米国の裁判システムでは評決がくつがえることはほとんど期待できず、金額の点からも和解がベストと判断した」とのべている。

20

25

30

## ハネウエルのオートフォーカス技術

ハネウエルはオートフォーカス技術を開発し、1960年代末からその特許を取得し始めた。ハネウエルは、最初この開発が始められた当時には、フォトプロダクツ部門を持っていたが、  
5 同部門を売却した後もハネウエルのオートフォーカス技術の開発と工夫は数年間継続された。現在、ハネウエルはこの技術に関して80%以上の特許を所有している、と主張している。

市場に現在出回っている一眼レフ・カメラ用に最も広く採用されているオートフォーカス技術は、1960年代末から1970年代初期にかけてノーマン・スタウファー氏がハネウエル社の社員として発明し、ハネウエルがその後10年間に開発をさらに進めたものである。スタウフ  
10 ー氏はオートフォーカス技術に関する同氏の先駆的業績に対し、電機電子技師協会（IEEE）の1960年度井深コンシューマー・エレクトロニクス賞を含む数多くの賞を受賞している。

ハネウエルが特許を受けたシステムは、さまざまな光の条件下でSLRカメラの高速かつ高精度の自動焦点調整を可能にする。これはオートフォーカスSLRカメラを実用的なものにし、  
15 SLRオートフォーカス・カメラ市場の拡大に貢献した。スタウファー氏が発明し特許を受けた自動焦点調整法は光学式三角測量の原理に基づいている。

その技術の概要は次の通りである。

SLRカメラのカメラレンズが被写体からの光を受けたとしよう。そのとき、カメラレンズカメラの光は、カメラレンズのフィルムプレーンの後にある隣接した2枚のセパレータレン  
20 ズに導かれる。各セパレータレンズはその後方に一つの対応する配列された検出回路が置かれている。対象物の画像は、対応する検出回路配列上の各セパレータによって作られる。検出回路配列は、普通、送られてくる二つの画像の、光の強さの比較が行われ、対象物までの距離を測定する、という方法で三角測量の基礎データが得られる。二つの画像記号が正しい焦点の予定間隔に一致した時、フィルム上に被写体の焦点が合う。(図1)

25 被写体が非常に接近している場合(図2)、画像はフィルムの後に形成され、二つの画像記号は正しい焦点間隔と一致しない。従って、画像の焦点は合わないことになる。

一方、被写体が非常に遠くにある場合(図3)、画像はフィルムプレーンの前に形成され、二つの画像記号は正しい焦点間隔と一致しない。従って、画像の焦点は合わない。

また、両方のケースが同時に起こった場合、検出回路配列チップからの自動焦点信号は、  
30 カメラの焦点状態を測定し、レンズを正しい焦点位置に動かす信号を発生するマイクロコンピュータに送られる。このようにして、マイクロコンピュータからの信号でカメラ・モータを制御するのである。

Object is  
in focus

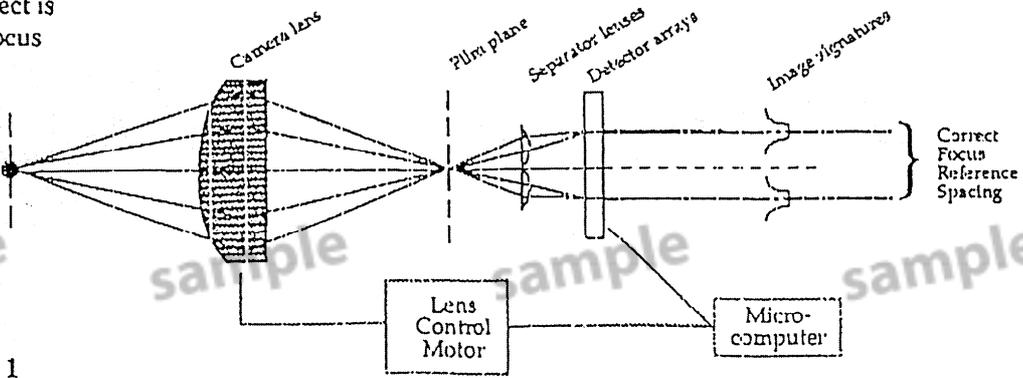


Fig. 1

Object is  
too close

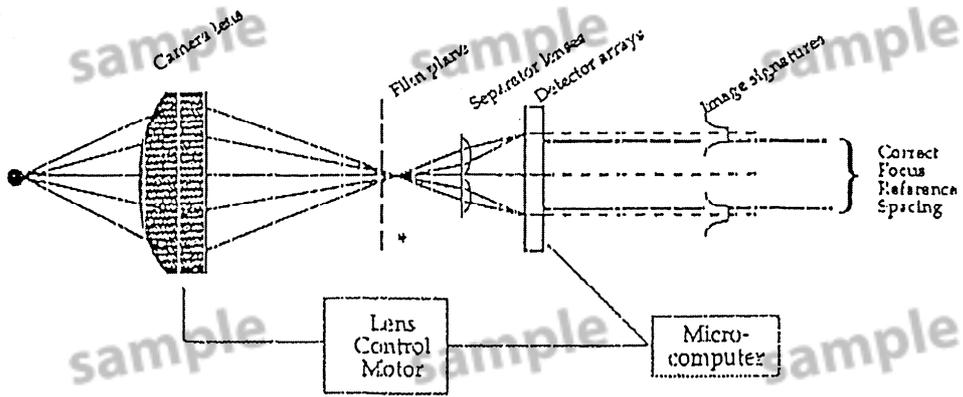


Fig. 2

Object is too  
far away

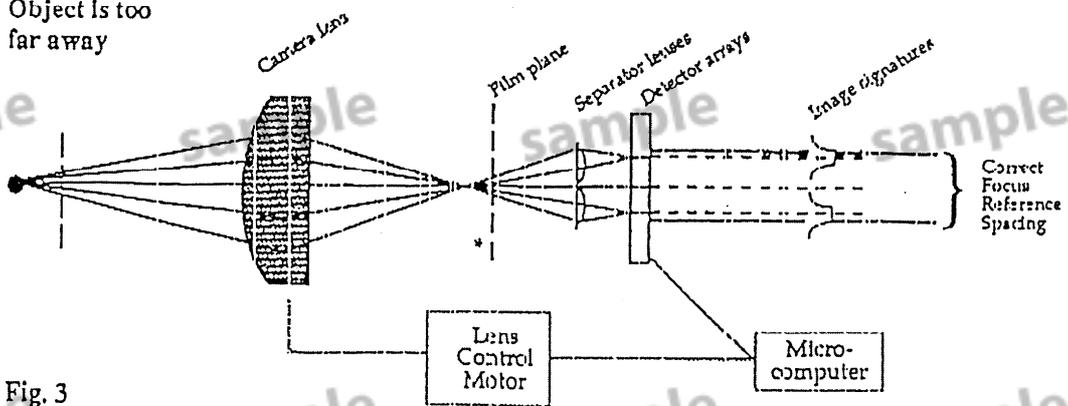


Fig. 3

sample

---

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

---

Contents Works Inc.